

人事院公示第6号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第17条に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

令和3年7月1日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2 委任する権限及び所掌事務

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第17条第1項の規定に基づき、人事院の所掌する人事行政に関する調査のうち次に掲げるものを行うこと。

- (1) 一般職の国家公務員の任用状況調査
- (2) 国家公務員死因調査及び国家公務員死亡者数等調査
- (3) 国家公務員長期病休者実態調査及び精神及び行動の障害による長期病休者数調査
- (4) 仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況の調査

3 委任の効力の発生する日

令和3年7月1日